

## 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会運営要綱(案)

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会条例（令和 3 年条例第 19 号）第 9 条に規定する、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

**第 2 条** 委員会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

**第 3 条** 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

**第 4 条** 会議の傍聴に関する事項は、委員長が委員会に諮って、別途要領に定める。

(議事録等)

**第 5 条** 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において公表しないことが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って公表しないことができる。

2 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料の公表の方法は、市のホームページにおいて当該議事要旨及び会議で使用した資料を掲示することによることとする。

(補則)

**第 6 条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 月 日から施行する。